

情報提供のあった資材のうち農薬として使用すべきでないもの（案）（使用する場合には農薬登録が必要）

| 特定農薬の調査で情報提供のあったもの |                |                            | 農薬に関する情報                   |         |                                    | 登録農薬以外のものが使用された場合の安全性に関する情報等                                                                          |
|--------------------|----------------|----------------------------|----------------------------|---------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資材名                | 対象病虫害 / 農作物    | 使用方法・目的                    | 農薬の有効成分名、種類等               | 失効年     | 対象病虫害、農作物、目的等                      |                                                                                                       |
| ナフサク（α - ナフタリン酢酸）  | 果樹等農作物全般       | 果実の肥大、徒長防止のため散布、根灌水        | ナフサク（α - ナフタリン酢酸）（植物成長調整剤） | S51 年失効 | リンゴ、ナシ等の果樹、茶、桑、バラ等に対する落下防止、発根促進に使用 | 慢性毒性の評価がなされていないことから安全性が確認されていない。農作物への薬害のおそれ。                                                          |
| 塩化ベンザルコニウム         | 野菜、花卉、観葉植物等の殺菌 | 水耕栽培で消毒のため水に溶かす、又は温室内に吊り下げ | 塩化ベンザルコニウム（殺菌剤）            | S54 年失効 | イチゴうどんこ病、みかんかいよう病の防除に使用            | 医療用消毒剤であり、感作（明らかな免疫反応）や非特異的生体作用を引き起こす可能性を抑制する必要がある。登録されていた当時は、高温時の薬害の注意や、広範囲に使用する場合の魚毒性に注意することとされていた。 |
| クレゾール（ナフタリンと一緒に使用） | ハウス作物のダニ等      | ビニールに入れてハウスに吊すと忌避効果を示す     | クレゾール（BHC、ナフタリンとの混合剤）（忌避剤） | S46 年失効 | 畑地の野そ、もぐらの侵入防止、忌避に使用               | 急性経口毒性がラットで 121mg/kg と高い。皮膚や目に触れるとひどいやけどを起こすほか、蒸気吸入により使用者の安全性に問題。散布された場合農作物の安全性も懸念。                   |
| クレオソート（灯油と一緒に使用）   | メロン等のアブラムシ等    | 空き缶に入れハウスの両側に置くと忌避効果を示す    | クレオソート油（忌避剤）               | H4 年失効  | 林地のエゾウサギ、エゾヤチネズミの忌避に使用             | クレオソート油は皮膚に対して刺激性があり、蒸気が高濃度の場合目や呼吸器系の粘膜を刺激する。                                                         |
|                    |                |                            | クレオソート（2-ナフトールとの混合剤）（忌避剤）  | S46 年失効 | いのししの忌避に使用                         |                                                                                                       |
| たばこくず・たばこ抽出物       | 野菜のアブラムシ等      | 散布により殺虫                    | たばこ粉（殺虫剤）                  | H27 年失効 | 野と、猪、野そ、熊、モグラの忌避に使用                | たばこに含まれるニコチンは毒物であり、人畜に対する急性毒性及び魚毒性が強い。登録されていた当時は、人畜やカイコに対する毒性の強さに注意することとされていた。                        |

| 特定農薬の調査で情報提供のあったもの |                          |                                              | 農薬に関する情報                    |         |                                       | 登録農薬以外のものが使用された場合の安全性に関する情報等                                        |
|--------------------|--------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|---------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 資材名                | 対象病虫害／農作物                | 使用方法・目的                                      | 農薬の有効成分名                    | 失効年     | 対象病虫害、農作物、目的等                         |                                                                     |
| ナフタリン              | 稲のカメムシ、施設野菜のウリハムシ、アザミウマ等 | 吊り下げることにより害虫の忌避                              | ナフタリン（BHC、クレーゾールとの混合剤）（忌避剤） | S46 年失効 | 畑地の野そ、もぐらの侵入防止、忌避に使用                  | マウスを用いた変異原性試験で陽性。長時間皮膚に接触すると薬傷を起こす。粉じんを吸入すると頭痛や吐き気を起こす。             |
| ホウ酸                | 不明                       | 実態は確認されていないが使用される可能性が指摘                      | ホウ酸（殺虫剤）                    | S32 年失効 | コゾウムシ、バクガ、豆類のゾウムシその他雑穀類の食害の殺虫に使用      | 大量に内服すると中枢神経に影響を及ぼす。致死量は大人 20g、幼児 5g。                               |
| ホルムアルデヒド           | 桑、カイコ、カイコの飼育室            | カイコの病気の防止のため、桑や蚕体、飼育室に散布して消毒（この使用方法では農薬ではない） | ホルムアルデヒド（殺菌剤）               | H2 年失効  | たばこ黒枯病、桑胴枯病、稲いもち病、ばか苗病、ばれいしょ疫病等の防除に使用 | 劇物。急性経口毒性がラットで 100mg/kg と高い。変異原性があるとの報告あり。蒸気が粘膜を刺激し、結膜炎、気管支炎などを起こす。 |
| パラホルムアルデヒド         | 桑、カイコ、カイコの飼育室            | カイコの病気の防止のため、桑や蚕体、飼育室に散布して消毒（この使用方法では農薬ではない） | パラホルムアルデヒド（殺菌剤）             | H2 年失効  | たばこの黒色根腐病の防除に使用                       | ホルムアルデヒドの重合体で、高濃度のホルムアルデヒドとして用いられる。毒性情報はホルムアルデヒドと同様。                |
| 石油（灯油）             | 牧草地の雑草                   | 雑草にスポット散布して枯らす                               | 石油（除草剤）                     | S57 年失効 | コジソ、ミツバの北シバ、ハコバ、アザ等、林地のクサの除草に使用       | 微生物突然変異試験で陽性。登録されていた当時は、長時間皮膚に付着すると軽い湿疹を起こすことがある。                   |
| 消石灰                | ネギの病害                    | 散布して殺菌                                       | 消石灰（殺菌剤）                    | S40 年失効 | りんごのモリヤ病の防除に使用                        | 経口摂取により中程度の毒性。ラットを用いた変異原性試験で陽性。                                     |

参考資料：・14102の化学物質（化学工業日報社、2002年）  
・神奈川県環境科学センター化学物質安全情報提供システムのホームページ（<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/>）  
・農薬ハンドブック（日本植物防疫協会 1970-1985）

なお、その他、情報提供があったが、登録農薬を使用せねばならないもの（無登録品の使用は違反）

- ・ジベレリン（植物成長調整剤）
- ・ホルクロルフェニユロン（植物成長調整剤）
- ・ストレプトマイシン（殺菌剤、植物成長調整剤）
- ・硫黄（殺菌剤）
- ・硫酸銅・生石灰（殺菌剤ボルドー液の原料）
- ・塩基性塩化銅（殺菌剤）